

# マリレジャー=安全レポート

第七管区海上保安本部  
マリレジャー安全推進室  
TEL 093-321-2931  
E-mail:kyuunan-7@kaiho.mlit.go.jp



平成18年6月  
プレジャーボート  
等海難発生隻数

合計	7隻
衝突	1
乗揚	2
転覆	1
浸水	0
推進器障害	2
舵障害	0
機関故障	0
火災	0
爆発	0
行方不明	0
運航障害	1
安全障害	0
その他	0

## 水上オートバイのマナーアップに立ち上がる！

7月8日(土曜)、福岡県芦屋町の芦屋海水浴場でマリンパトロールステーション若松(MPS若松)の開所式が催されました。  
芦屋海岸から波津海岸に至る沿岸は、夏の海水浴シーズンともなると多くの海水浴客が訪れます。一方で海水浴客の事故や水上オートバイが海水浴客の近くで危険な走行を行うなど一部マナーの悪い行為も後を絶ちませんでした。  
このような現状を民間レベルで改善しようと水上オートバイ関係者が立ち上がり、この度、MPS若松(構成員10名)の設置に至りました。  
MPSは、夏場の週末、水上オートバイの活動が盛んな海岸に拠点を置き、愛好者に安全運航を指導するほか、海水浴客などの事故が発生した場合は、関係機関やライフセーバーなどとも連携した救助活動も行うこととしています。発足式では、若松海上保安部長からMPSのメンバー3名に海上安全指導員の指定証が伝達されました。



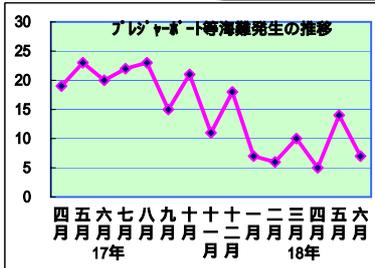
海上安全指導員指定証を受けるMPSのメンバー

## 6月の海難から・・・

手漕ぎボートで遊漁後、錨を揚げようとしたところバランスを崩しボートが転覆、2名が海中転落、船底につかまっていたところを通航船舶により救助されました。  
この事案は、幸い通航船舶に見発され事なきを得たものですが、小型船舶は、特に海象、他船の航走波、船内での移動等によりバランスを崩し転覆することがあります、予期せぬ事態に備えライフジャケットは必ず着用しましょう。

## 遊泳中の高校生5人漂流 長崎香焼町

6月25日午後4時40分ころ、「香焼町辰の口海水浴場で浮輪に掴まった子供4人が沖に流されている。」と、目撃した地元住民から118番通報がありました。  
午後5時ころ、巡視艇が浮輪に掴まって漂流していた5人を救助しました。5人は長崎市内の高校3年生で、午後3時半ころから海水浴場に来ており、通報の約10分前ころから沖合いに流され始めたため、海水浴場向け泳ぎ始めたところだったとのことでした。



子供たちの遊泳や磯遊びなどで危険なところを見たら、大人からしっかり注意してあげてください。また、幼児からは目を離さぬよう監視することが大切です。  
一寸、目を離した隙に取り返しつかない事故になりかねません。気をつけて下さいね！

# 視程100mの濃霧の中での衝突事故！

### 【事故の概要】

T丸(総トン数2.4ト)は、レーダー及び有効な音響設備を備えないまま、濃い霧で著しく視界が制限されたO港を出航し、視程が100m以下となったS港沖合いにて漂流して遊漁中、G丸(総トン数1.0ト)は、レーダー及び有効な音響設備を備えないまま、同じく濃い霧の中O港を出航し、釣り場に向け航行中、S港の東2.7海里の海域で、漂流中のT丸右舷中央部にG丸船首部が衝突した。



### 【事故の原因】

T丸、G丸が、濃い霧で著しく視界が制限され、視程約100m以下であったうえ、レーダー及び有効な音響設備を備えていなかったのに、出港を見合わせなかった。(海上衝突予防法第39条)

海上衝突予防法 第39条(注意等を怠ることについての責任)  
この法律の規定は、適切な航法で運航し、灯火若しくは形象物を表示し、若しくは信号を行うこと又は船員の常務として若しくはその時の特殊な状況により必要とされる注意を怠ることによって生じた結果について、船舶、船舶所有者、船長又は海員の責任を免除するものではない。

### 【裁決主文】

「本件衝突は、霧のため著しく視界が制限された状況下、レーダー及び有効な音響設備を備えていなかったT丸が、出港を見合わせなかったこと、コンパス、レーダー及び有効な音響設備を備えていなかったG丸が出航を見合わせなかったことによって発生したものである。T丸船長を戒告する。」  
(G丸船長は、事故後死亡のため、受審人に指定されていない。)

霧等で視界が悪い場合の衝突事故について、上の事例では、その原因を、霧で視界が制限された中で(レーダー音響設備がないのに)出航したことを事故の原因としています。視程が100m程度しかない状態で、航行したり、遊漁をしたりすることは自殺行為です！！  
**止める勇気も時には必要です。視界が悪い時は出航をとり止めましょう！！**



# 全国海難防止強調運動

## 目的

全国海難防止強調運動は、官民一体となり海事関係者をはじめ広く一般市民に対し周知・広報活動や指導啓発活動を行うことにより、海難防止についての関心を高め、理解を深め、海難防止思想の普及・高揚及び海難防止に関する知識・技能の習得、向上を図ることにより、海難の発生を防止することを目的としています。

## 実施要領

(1)期間 平成18年7月16日(日)～7月31日(月)

(2)訪船・現場指導

当管区において死者・行方不明者を伴う海難は、衝突、転覆によるものが多く、衝突は遊漁中の見張り不十分が、転覆は気象・海象不注意によるものが多数を占めています。

このため、運動の期間中に海上保安官が小型船安全協会の海上安全指導員と連携し、現場(海上)やマリナー・釣具店等に赴き、次について指導・啓発を行います。

見張りの励行      ライフジャケットの着用      気象・海象の的確な把握

緊急通報電話番号「118番」

(3)一斉指導・取締り

7月30日(土)を「一斉指導・取締り」日とし、九州運輸局と連携の上、巡視船艇等により

小型船舶関係法令      小型船舶操縦者の遵守事項 を主とした指導・取締りに当たります。

## 海の相談室だより (七管本部海洋情報部)

### 強潮流にご注意！！

夏冬の大潮期には潮流が最も強くなります。特に狭水道では、この時期に潮流が強まり、一部の狭水道では渦も予想されます。狭水道通航船舶は、予想以上に圧流されることがありますので注意が必要です。潮汐表記載の管内狭水道の7月、8月における最強流速は表のとおりです。

		管内狭水道の夏期(7月、8月)最強流速								出所: 潮汐表第一巻			
月	地名	関門海峡 + : 西流		早崎瀬戸 + : 東流		速吸瀬戸 + : 北流		平戸瀬戸 + : 北東流					
		早鞆瀬戸 - : 東流		- : 西流		- : 南流		- : 南西流					
プラス方向	7月	12日 22:50	+8.0kn	27日 19:33	+5.9kn	12日 20:21	+5.8kn	13日 20:42	+4.6kn	26日 19:51	+5.8kn	14日 21:27	+4.6kn
						27日 20:31	+5.8kn						
		10日 22:31	+8.1kn	11日 19:39	+6.0kn	10日 19:59	+5.8kn	12日 20:59	+4.9kn				
	8月			25日 19:05	+6.0kn								
				26日 19:45	+6.0kn								
		大潮平均	+ 6.9 k n		+ 5.6 k n		+ 4.6 k n		+ 4.3 k n				
マイナス方向	7月	12日 16:17	-8.8kn	27日 13:18	-6.3kn	27日 14:09	-4.7kn	13日 14:12	-5.7kn	13日 17:03	-8.8kn		
		10日 16:10	-8.9kn	26日 13:35	-6.5kn	11日 14:21	-4.9kn	10日 13:17	-5.9kn	25日 13:54	-4.9kn		
	8月					26日 14:30	-4.9kn						
				11日 16:57	-8.9kn								
		大潮平均	- 7.0 k n		- 5.6 k n		- 4.2 k n		- 4.1 k n				

k n : ノット (1 k n は毎時約1.85kmの速さ)

大潮平均: 年間を通じた大潮期の平均流速

## 知ってますか水難救済会・青い羽根募金にご理解を

### 「水難救済会」とは？

(社)日本水難救済会や各県の水難救済会は、海で遭難した船舶や人々を救助する、民間で唯一の海難救助を行うボランティア組織です。県水難救済会の傘下にある救難所(漁協やマリナーなどに設置)は、自らが事故を認知した場合や、海保、警察、消防などからの出動要請があった場合には、漁船や小型船で海難現場に急行し救助活動を行います。

### 「九州北部地区」の水難救済会は？

(社)福岡県水難救済会、NPO法人長崎県水難救済会、佐賀県水難救済会、大分県水難救済会及び山口県水難救済会があり、津々浦々に設置した救難所は約230箇所、救難所員は約1万1000人にものぼります。

### 「救助活動実績」は？

前記九州・山口5県の水難救済会の平成17年の救助活動実績は、次のとおりです。

出動件数 115件      出動人員 2113人      出動船舶 695隻  
救助人員 121人      救助隻数 64隻

### 「青い羽根募金」とは？

ボランティアとは言え、海での救助活動に必要な資器材や救助訓練などは必要です。これら活動に伴う経費は決して十分ではなく、(社)日本水難救済会と都道府県水難救済会が活動資金調達の一つとして皆様から「青い羽根募金」を募っているものです。得られた募金は、救助活動を行う救難所員の救命胴衣や救助用ロープ等救難用資器材の整備、救難活動に備えて訓練等の救助活動を支える経費に充てられています。



### 「青い羽根募金」に協力していただける方は・・・

次の連絡先(事務局)や最寄の海上保安部にお問い合わせ下さい。

『福岡県水難救済会』092-643-3111

『佐賀県水難救済会』0955-74-4321

『長崎県水難救済会』095-861-3303

『大分県水難救済会』097-521-0114

『山口県水難救済会』0832-31-2212